

令和元年（ワ）第 21824 号 国家賠償請求事件  
原告 デニズ  
被告 国

## 証拠説明書 (5)

(甲 16~19)

令和 3 年 9 月 13 日

東京地方裁判所民事第 1 部 1 係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 大 橋 毅



号 証	標 目 原本・写しの別	作 成 者 作成年月日	立証趣旨
16 1	条約第 19 条に基づき締約国から提出された報告書の審査の拷問禁止委員会の結論及び勧告（日本）（抜粋） 写し	国際連合拷問禁止委員会（仮訳者：日弁連） 2007. 8. 7	2007 年時点では、国連の拷問禁止委員会は、入管の処遇規則 41 条の 2 に基づく不服申出に関して、理由ありの判定が 1 件しかされていないとの報告を受け、不服申出制度が機能していない疑いが強いことを憂慮する見解を示しており、現在も不服申出制度は被收容者の処遇を改善する目的を十分に果たしていない可能性が高いこと等
17	自由権規約委員会一般意見 20 写し	国際連合自由権規約委員会（翻訳：日弁連） 1992. 4. 3	一般的意見 20 の内容（国連の自由権規約委員会が 1992 年に公表した一般的意見の 20 で「委員会は、長期にわたる被拘禁者または受刑者の独居拘禁が、第 7 条によって禁止されたる行為にあたり得ることに留意する」ものと述べられていること等
18	令和 2 年 9 月 28 日付送付の国連の恣意的拘禁作業部会による意見書に対する日本政府の対応 写し	出入国在留管理庁 2021. 3. 30	日本国政府が、入管の收容場への收容について、入管法「の定める適正な手続を遵守して適切に行われており、我が国が締結する人権諸条約に抵触するものではな」との見解を述べていること等
19	出入国管理統計（2018 年版） 写し	出入国在留管理局 2019	2018 年末の東日本センター收容者数が 325 人であること等